

第三者行為による傷病届の提出について

- 業務外での活動中に交通事故にあった場合、この届の提出をお願いいたします。
→車対車の場合に限らず、バイク、自転車、歩行者による交通事故の場合も含まれます。

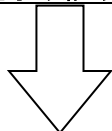
この届出書類をもとに健保組合が支払った費用の限度内で、相手方が加入している自賠責保険又は任意保険等に請求させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

(業務上や通勤途上で負傷されたときは労働者災害補償保険法(労災)の取扱いとなりますので、この届を提出する必要はありません。既に健康保険証で治療を受けたときは「労災」への切替え手続きが必要となりますのでお問い合わせください。)

●提出書類について

(1～3及び「人身事故証明書入手不能理由書」については当組合のHPから印刷できます。)

1. 第三者行為による傷病届 (1ページ目)
2. 事故発生状況報告書 (2ページ目)
 - ①事故発生状況報告書に必ず略図を記入してください。
 - ②最下段の記名捺印をお忘れにならないようにしてください。
3. 同意書 (3ページ目)
4. 交通事故証明書(写)



※交通事故証明書(人身事故扱い)は安全運転センターで発行されます。また、最寄りの警察署、派出所でも「交通事故証明書交付申請書」が備え付けられています。

なお、交通事故証明書が「物件事故」扱いの場合、「人身事故」扱いでも被害者の方のお名前が掲載されていない場合には「人身事故証明書入手不能理由書」(4～5ページ目)を提出してください。